

こども家庭庁任期付職員の採用について

支援局虐待防止対策課児童福祉専門官（補佐級）

1. 職務内容	児童福祉に関する高度な専門的技術指導に関する事務のうち、 ① 被虐待児の一時保護に関する施策の企画立案 ② 保護を必要するこども・若者のためのシェルター・相談支援に関する施策の企画立案 ③ その他、被虐待児や困難を抱える若者に対する支援に関する業務
2. 求める人材	下記（１）～（２）の要件すべてに適合する者 （１）被虐待児及び家庭に対する支援に関する業務経験があり、かつ児童の一時保護に関する業務に従事した経験年数が６年程度、もしくはそれ以上の期間を有する者 （２）調査・研究機関、企業、行政、社会福祉事業を行う法人・事業所等において、上記の経験年数を含めて概ね１３年以上の職歴を有すること。
3. 応募資格	１．大学卒業又は同等以上の学力を有すること ※大学卒業後１４年、短大卒業後１７年、高校卒業後１９年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること ２．上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること ３．当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 ４．日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 （１）日本国籍を有しない者 （２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 （３）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者 （４）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （５）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
4. 採用予定人数	１名
5. 採用予定期間	令和８年４月１日～令和１０年３月３１日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関３-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	（１）採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成１２年法律第１２５号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家

	公務員として採用を予定しています。 (2) 採用予定官職 内閣府事務官（支援局虐待防止対策課児童福祉専門官）（予定） (3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
8. 勤務時間・休暇等	(1) 勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 (2) その他 ・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。
9. 選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を 1 週間以内にご連絡いたします。
10. 応募要領	(1) 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。） (2) 提出書類 ① （様式）履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ② 志望理由をまとめたもの（A4 横書） ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 横書） （注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 (3) 提出先 〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20 階 こども家庭庁支援局虐待防止対策課総務係 ※封筒に「任期付職員（支援局虐待防止対策課児童福祉専門官）応募」と必ず記載の上提出してください。 (4) 応募受付期間 <u>令和 8 年 1 月 15 日（木）必着</u>
11. 問い合わせ先	こども家庭庁支援局虐待防止対策課総務係

	電話：０３－６８５９－００８０ E-mail：gyakutaiboushi.soumu@cfa.go.jp
12. 備考	１．現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。（休職は不可） ２．採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。 ３．身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。